

## 大阪市港区選挙管理委員会 会議録要旨

- 1 開催日時 令和8年1月24日(土)午後4時～午後4時30分
- 2 開催場所 港区役所6階 応接室
- 3 出席者 (委員)大谷委員長、近江委員長代理、姥谷委員、坪内委員  
(事務局)事務局長以下4名

### 4 議 題

#### 議決事項

#### 1 大阪市長選挙にかかる管理執行について

##### (1) 選挙人名簿について

##### ①選挙人名簿の登録(選挙時)並びに抹消について

公職選挙法第22条及び第28条、同施行令第17条に基づき、選挙人名簿の登録及び抹消を行いました。

令和8年1月24日現在 男 32,033人 女 34,305人 合計 66,338人

##### ②選挙時における選挙人名簿の抹消を事前に委員会で議決を行う件について

原案のとおり決定しました。

##### ③選挙時における選挙人名簿の抹消権限の一部を委員長に委任する件について

原案のとおり決定しました。

##### (2) 投票について

##### ①投票所の設置について(告示事項)

公職選挙法第39条及び第41条により、投票所の設置及び告示を行うことを決定しました。

##### ②投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について(告示事項)

大阪府選挙関係事務執行規程第65条第2項により、くじを行う場所及び日時、また、その告示を行うことを決定しました。

##### (3) 期日前投票・不在者投票について

##### ①期日前投票所の設置について(告示事項)

公職選挙法第48条の2第6項による読み替え後の同法第41条第1項により、期日前投票所の設置及び告示を行うことを決定しました。

##### ②期日前投票所の時間延長について(告示事項)

公職選挙法第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により、期日前投票所を閉じる時刻を繰り下げる告示を行うことを決定しました。

##### ③不在者投票所の時間延長について(告示事項)

公職選挙法第270条の2第1項の規定により、不在者投票を行う時間の延長について、告示することを決定しました。

④期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者の選任について（告示事項）

公職選挙法施行令第 49 条の 7 の読替え後による同令第 25 条の規定に基づき原案のとおり選任し、告示することを決定しました。

（４）開票について

①開票の場所及び日時について（告示事項）

公職選挙法第 63 条及び第 65 条に基づき開票所の場所及び日時を決定し、同法第 64 条の規定に基づき告示することを決定しました。

②開票管理者及びその職務代理者の選任について（告示事項）

公職選挙法第 61 条第 2 項及び公職選挙法施行令第 67 条第 1 項の規定に基づき選任し、同令第 68 条により告示することを決定しました。

③開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について（告示事項）

公職選挙法第 62 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項により、くじを行う場所及び日時、また、その告示を行うことを決定しました。

（４）ポスター掲示場の設置について（告示事項）

大阪市選挙ポスター掲示場条例第 1 条及び公職選挙法第 144 条の 2 第 1 項、第 4 項により、ポスター掲示場の設置及びその告示を行うことを決定しました。

## その他

1 次回委員会について

次のとおり決定しました。

日時 令和 8 年 1 月 25 日（日）午後 5 時 30 分から

場所 港区役所 6 階 応接室階 応接室